

2 消 安 第 3 4 号 - 2
令 和 2 年 9 月 1 5 日

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第8条第2項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく処分が令和2年8月31日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。



獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、本日、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

(1) 澤田恵（青森県在住62歳）

行政処分の内容：令和2年9月15日から1年の業務停止

事件の概要：複数人に自己への投票を依頼しその報酬として現金を供与し、また選挙運動が禁止されている期間に選挙運動をした。さらに、投票が終わった後に選挙運動をしてくれた複数人に現金を供与した。

司法処分の内容：懲役1年6月 執行猶予5年（公職選挙法違反）

(2) 山本伸之（静岡県在住59歳）

行政処分の内容：令和2年9月15日から8月の業務停止

事件の概要：被害者の両手首をつかみ被害者が握っていた携帯電話機を無理に取り上げ、さらに被害者の腹部に自己の腹部を押し当てるなどの暴行を加えた。

司法処分の内容：罰金10万円（刑法208条）

【お問合せ先】

消費・安全局畜水産安全管理課

担当者：獣医事班 末谷、瀧川

代表：03-3502-8111（内線4530）

ダイヤルイン：03-3501-4094

FAX：03-3502-8275